

自動車税・軽自動車税について

図税務課(西有家庁舎) ☎73-6642



自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の納期限は 5月31日(火)です

※お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納期限内に納めましょう。

図自動車税(種別割)のことは……県央振興局 税務部 ☎0957-22-0508

図軽自動車税(種別割)のことは……南島原市役所 税務課 ☎73-6642

【軽自動車税(種別割)納税証明書の発行について】

●口座振替

- ・口座振替を利用している人の軽自動車税(種別割)納税証明書は、6月下旬ごろ発送予定です。
- ・口座振替を利用している人で車検などにより、早めに納税証明書が必要な人は、市役所窓口で申請した場合のみ、前年度までの納付状況により有効期限を延長した納税証明書を交付します。

●スマホ決済アプリ

- ・スマホ決済アプリ(MINAコイン)で納期限までに納めた人の納税証明書は、6月中旬ごろ発送予定です。
- ・お支払い手続き完了から収納確認まで約2週間かかりますので、車検などにより、早めに納税証明書が必要な人は必ず市役所窓口で納付してください。

【軽自動車税(種別割)の減免申請について】

身体などに障がいがある人のために使用する軽自動車などで、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。

また、社会福祉法人の所有する車で、もっぱら本来の事業(※)に利用する軽自動車なども申請により減免されます。

※本来の事業とは施設の入所者の収容もしくは病院、学校、訓練施設などへの移送、当該施設の利用者の送迎、当該事業に係る職員の業務巡回または当該事業に係る物資の運搬など。

●受付期間… 5月17日(火)～30日(月)

※障がいの程度により減免の対象とならない場合がありますので、詳しくは税務課または各支所にお問い合わせください。
※減免申請は毎年度必要です。昨年申請をされた人でも手続きが必要となりますのでご注意ください。
※家族運転で同一世帯でない場合には、病院の領収書の提出が必要になる場合もあります。

特設人権相談所を開設します

図島原人権擁護委員協議会(長崎地方法務局島原支局内) ☎0957-62-2513

6月1日の「人権擁護委員の日」に伴う特設人権相談所を開設します。

家庭内の問題(DV・遺産相続)や近隣トラブル(土地問題)など、さまざまな悩みごとや心配ごとを各地域の人権擁護委員が受け付けます。相談は無料で、秘密は厳守します。

●受付時間(両日共通): 午前10時～午後3時 図不要 図無料

実施日	会場
6月1日(火)	布津公民館
	西有家総合学習センターカムス
	原城オアシスセンター
	加津佐総合福祉センター希望の里

実施日	会場
6月2日(水)	深江公民館
	ありえコレジヨホール
	北有馬ピロティー文化センター日野江
	口之津公民館

市政出前講座をお届けします

図総務秘書課(西有家庁舎) ☎73-6621

市民の皆さんが「知りたい・聞きたい・学びたい」市役所の仕事や制度のことなど、市の職員が出向いてお話しします。

詳しいメニューは各支所備え付けのチラシまたは市ホームページでご覧いただけます。



市HP

図市内在住または在勤する約10人以上のグループ

●出前時間…平日の午前9時から午後9時までの間(1講座2時間以内)

図無料 ※会場の確保や使用料などは申込者負担

図総務秘書課および各支所備え付けまたは市ホームページ掲載の受講申込書により、開催しようとする日の20日前までに申し込んでください。

海岸愛護団体(環境美化活動ボランティア)募集 ～地域の海岸をきれいにしましょう～

図環境課(衛生センター庁舎) ☎73-6644

本市は有明海と橘湾に面し、多くの海岸沿いで漂着物や不法投棄などによる、ゴミの散乱が見受けられます。市では、市民ボランティアと協力して海岸沿いの環境美化と愛護意識の向上を図るため、海岸などの清掃・美化活動を行う団体を「海岸愛護団体」として登録し、その活動に要する経費の補助を行います。
※港湾施設は県管理のため対象外です。

●海岸愛護団体の要件

次の要件を満たす団体

- ①市内在住者、市内在勤者、市内の小中高等学校の児童・生徒およびPTA関係者などで構成する、おおむね5人以上の団体
- ②毎年4月から翌年3月までの間に3回以上の清掃・美化活動が実施できる団体

●活動の規模と内容

海岸の実延長がおおむね200メートル以上の区間またはこれに相当する海岸などの清掃・美化活動で、重機(バックホウやブルドーザーなど)を使用しない人力による活動

※軽トラック、草刈り機、チェーンソーなどの燃料費や替え刃代は補助の対象になります。

市民清掃にご協力ください

図環境課(衛生センター庁舎) ☎73-6644

コロナ禍により2年連続で中止しておりました市民清掃を今年は実施します。

例年6月の第一日曜日を「市民清掃の日」としていますが、今年度は一週間早めての実施となります。皆さんのご協力をお願いします。



図5月29日(日) ※荒天時は6月4日(土)

図市内全域

図空きかん拾いおよび清掃作業

【注意事項】

危険な場所での作業は自粛するなど、十分な安全対策をお願いします。

